

社会福祉法人清水会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清水会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、評議員、役員（理事及び監事）及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう常勤とは所定週平均2日以上勤務をいう。（以下「常勤役員」とする。）

2 本規程でいう非常勤とは所定週2日以上勤務に該当しない勤務をいう。（以下「非常勤役員」とする。）

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

2 常勤役員については、報酬を支給する。

3 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に、費用を弁償する。

(役員等の職務証跡)

第4条 常勤役員は、法人職務証跡資料として、タイムカード等（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(常勤役員の勤務報酬)

第5条 常勤役員に対する報酬等の額は、別表1の通り支給する。

2 施設職員と兼務していない常勤役員が職務のため出張をした時は、「社会福祉法人清水会 きらら保育園旅費規程」を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。旅費は、原則として常勤役員の住所地を起点として計算する。

(非常勤役員の費用弁償)

第6条 非常勤役員に対する費用弁償の額は、別表2の通り支給する。

2 非常勤役員が職務のため出張をした時は、「社会福祉法人清水会 きらら保育園旅費規程」を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。旅費は、原則として非常勤役員の住所地を起点として計算する。

(当法人職員給与との併給)

第7条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支払い)

第8条 報酬の支払いは、次の通りとする。

- 2 常勤役員については、月末締め翌月 10 日払いとする。ただし、その日が金融機関の休業日の場合は、その前営業日に支給する。
- 3 非常勤役員の費用弁償等については、その都度現金にて支払う。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 本規程は、評議員会の承認を経て、改廃することができる。

附則

この規程は、令和4年4月1日より適用する

別表1

| 役職 | 報酬月額 | 備考 |
|-----|----------|----------------|
| 理事長 | 120,000円 | 施設職員と兼務していない場合 |

別表2

| 業務の種類 | 費用弁償額 |
|---------------------|----------|
| 理事会及び評議員会への出席 | 日額6,000円 |
| 監事による定期又は臨時監査 | 日額6,000円 |
| 評議員選任・解任委員会の出席 | 日額6,000円 |
| 行政機関による監査の立会い | 日額6,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 日額6,000円 |